

松尾弘『民法』法改正情報

令和4年民法等の一部改正法（法律102号）による改正 （令和6（2024）年4月1日施行部分）追補情報

(2023年10月発売 ISBN 9784766429268)

頁/ 【欄外番号】	行など	改正前	改正後
[5.31]	4行目	当事者や、再婚禁止期間中の当事者（733条参照）による	当事者による
[5.41]	3行目	③かつて婚姻していた女性の場合は、…、④	③
[5.47]	6行目	①重婚禁止または再婚禁止期間に反する婚姻は、	①重婚禁止に反する婚姻は、
◇	7行目	②再婚禁止期間に反して行われた婚姻の取消しは、…。また、③	②
[5.74]	5行目	なお、母が…以上、	しかし、令和4年改正民法（法律102号）は、②の場合（772条1項前段）に加え、②'母が婚姻前に懐胎し、婚姻成立後に生まれた子も、夫の子と推定することを認めた（772条1項後段）。そして、①、②または②'および③の要件を満たしていれば、
[5.76]	4行目	…772条2項により、	…772条2項後段により、
◇	6行目	772条1項により、	772条1項前段により、
◇	7行目	[末尾に追加]	また、②'母が婚姻前に父の子を懐胎したことについては、婚姻成立の日から200日以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したものとして推定され（772条2項前段）、婚姻前に懐胎した子であって、婚姻成立後に生まれた子は、夫の子と推定される（772条1項後段）ことにより、推定される。さらに、②および②'の場合において、母が子の懐胎時から出生時までの間に、2以上の婚姻をしていたときは、その子はその出生の直近の婚姻（ただし、774条により、嫡出否認の訴えが認められたときは、父子関係を否認された父との婚姻を除く直近の婚姻〔772条4項〕）における夫の子と推定される（772条3項）。なお、この場合において、父がすでに死亡して相続が開始し、他の共同相続人が遺産の分割、その他の処分をしていたときは、子の遺産分割請求は、価額のみによる支払請求となる（778条の4）。
[5.77]	3～5行目	嫡出否認の訴えを提起しうる者=否認権者は、772条に該当する夫…である（775条）。	嫡出否認の訴えを提起しうる者=否認権者は、772条によって子の父が定められる場合における①父（774条1項）、訴えの相手方は、子またはその親権を行う母〔775条1項1号〕、②子（774条1項。この場合、親権を行う母、親権を行う養親または未成年後見人が、子のために否認権を行使する〔774条2項〕。訴えの相手方は、父〔775条1項2号〕、または③母（774条3項本文。ただし、否認権の行使が、子の利益を害することが明らかでないときは、この限りでない〔同項ただし書〕。訴えの相手方は、父〔775条1項3号〕である。さらに、④母が子の懐胎時から出生時までの間に2以上の婚姻をしていた場合において、その子の出生の直近の婚姻における夫の子と推定されるときは、子の懐胎時から出生時までの間に母と婚姻していた者であって、子の父以外の者（前夫）も、子が嫡出であることを否認することができる（774条4項本文。ただし、否認権の行使が、子の利益を害することが明らかでないときは、この限りでない〔同項ただし書〕。訴えの相手方は、父および子またはその親権を行う母〔775条1項4号〕である。この場合において、否認権を行使し、新たに子の父と定められた者〔772条3項4項〕は、嫡出否認の訴えを提起することができない〔774条5項〕。なお、①または④の場合において、訴えの相手方となるべき親権を行う母がないときは、家庭裁判所が特別代理人を選任しなければならない（775条2項）。

[5.77]	5～8行目	否認の対象は妻の生んだ子の嫡出推定であるが、提訴期間は…、また、子の出生後に…(776条)。	<p>嫡出否認の訴えの提訴期間は、①父の否認権は、父が子の出生を知った時から、②子の否認権は、子の出生時から、③母の否認権は、子の出生時から、④前夫の否認権は、前夫が子の出生を知った時から、それぞれ3年以内である(777条)。また、⑤④の場合において、子の嫡出であることが否認されたときは、[1]新たに子の父とされた者(772条3項・4項)の否認権は、その者が当該子に係る嫡出否認の裁判の確定を知った時から、[2]子の否認権は、子が当該裁判の確定を知った時から、[3]母の否認権は、母が当該裁判の確定を知った時から、[4]前夫の否認権は、前夫が当該裁判の確定を知った時から、それぞれ1年以内である(778条)。</p> <p>ただし、前記②または⑤[2]の場合において、その期間の満了前6か月以内の間に親権を行う母、親権を行う養親および未成年後見人がないときは、子は、所定の期間内において、なお嫡出否認の訴えを提起することができる(778条の2第1項)。また、この場合において、子が父と継続して同居した期間(それが複数あるときは、そのうち最も長い期間)が3年を下回るときは、子は、21歳に達するまでの間、嫡出否認の訴えを提起することができる(778条の2第2項本文)。ただし、子の否認権の行使が、父による養育の状況に照らして、父の利益を著しく害するときは、この限りでない[同項ただし書]。また、この場合、親権を行う母、親権を行う養親または未成年後見人は、否認権を行使することができない[778条の2第3項]。さらに、前記④または⑤[4]の場合において、子が成年に達した後は、前夫は否認権を行使することができない(778条の2第4項)。</p> <p>なお、子の出生後に、その嫡出であることを承認した父または母は、それぞれの否認権を喪失する(776条)。</p> <p>嫡出否認の訴えが認められた場合でも、子は、父であった者が支出した子の監護費用の償還義務を負わない(778条の3)。</p>
◇	13行目	さらに、	この場合、夫のみならず、子および妻も、子が嫡出であることを否認できない(生殖補助医療の提供及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律10条)。さらに、
[5.78]	2行目	ただし、再婚禁止期間に関する733条1項…は、裁判所が…	ただし、重婚の禁止(732条)に反する婚姻届が受理され、それが取り消される前に子が出生したために、嫡出推定が重複する場合は、裁判所が…
◇	5行目・割注内	父を定める訴え。773条、人訴法43条、…	父を定めることを目的とする訴え。773条、人訴法45条、…
[5.81]	1行上の小見出し	iii 推定を受けない嫡出子	iii 推定を受けない嫡出子とその変容
◇	1行目の窓見出し	推定を受けない嫡出子	推定を受けない嫡出子の取扱いの変更
◇	1行目	嫡出子の定義および要件	令和4年改正民法(法律102号)前における嫡出子の定義および要件
◇	3行目	嫡出推定を受けない(772条1項、2項)。	嫡出推定を受けなかった(改正前772条1項、2項)。
◇	5～6行目	推定を受けない嫡出子と呼ばれる。	推定を受けない嫡出子と呼ばれた。
◇	7行目	覆されうる…。なお、父子関係は、772条1項の	覆されえた…。なお、父子関係は、改正前772条1項の
◇	8行目	解されている	解されていた
◇	12行目	[末尾に追加]	<p>そこで、令和4年改正民法(法律102号)は、妻が婚姻中に懐胎した場合(772条1項前段)に加え、女性が婚姻前に懐胎し、かつ婚姻成立日から200日以内に生まれた子も、夫の子と推定することを認めた(772条1項後段、2項前段)。したがって、この推定を受ける子の地位も、嫡出否認の訴えによらなければ覆されない。理由は、①この場合も、夫の生物学上の子である蓋然性が高いと考えられること、②このような子についても夫婦の子として養育する意思があると考えられることである。その結果、推定を受けない嫡出子(推定されない嫡出子)のカテゴリーは解消されることになった。</p>

[5.86]	4行目	さらに、	ただし、子が出生した場合において、嫡出推定の規定(772条)により、子の父が定められるときは、認知は効力を生じない(783条2項)。さらに、
◇	6行目・割注内	783条2項、	783条3項、
[5.88]	13～22行目	認知が事実を反するときは、…必要がある。	<p>認知が事実を反するときは、認知無効の訴えを提起することができる。すなわち、①子またはその法定代理人は、認知を知った時から、②認知をした者は、認知の時から、③子の母は、認知を知った時から、それぞれ7年以内に、認知について反対の事実があることを理由として、認知無効の訴えを提起することができる(786条1項)。ただし、③子の母は、子の利益を害することが明らかなきは、認知無効を主張できない(786条1項柱書ただし書)。また、父が胎児を認知した場合における認知無効の訴えは、子の出生時から7年以内に限り、提起することができる(786条1項柱書括弧書)。なお、①に関し、子は、その子を認知した者と認知後に継続して同居した期間(複数の期間があるときは、そのうち最も長い期間)が3年を下回るときは、21歳に達するまでの間、認知無効の訴えを提起することができる(786条2項本文)。ただし、子による認知無効の訴えが、認知をした者による養育状況に照らして、その利益を著しく害するときは、この限りでない〔同項ただし書〕。なお、同項の規定は、子の法定代理人には適用されない〔同条3項〕。認知が無効とされた場合であっても、子は、認知した者が支出した子の監護費用を償還する義務を負わない(786条4項)。</p>